

平成 30 年度 全年連 事業計画

1 活動方針

(全年連を取り巻く諸情勢)

我が国の経済情勢は、緩やかな景気回復基調にあり、個人消費も緩やかに持ち直しているとされるが、私たち年金受給者を取り巻く生活環境は、近年の年金支給額抑制、生活必需品の値上げや医療・介護制度の保険料・利用者負担の増加によって、一層厳しくなってきており、生活不安が増してきている。

更に高齢化が今後進展していく中で、年金・医療・介護に係る国の負担の急増と、年金支給額抑制や医療費負担の増加を伴う制度改革が現実味を帯びてきている。

長年にわたって、持続可能で安心できる社会保障制度の確立を求め陳情要請活動を行うとともに、健康長寿を目指し、生きがい対策、健康づくり事業等を展開してきた一般社団法人全国年金受給者団体連合会（以下「全年連」という。）と都道府県年金受給者団体（以下「都道府県団体」という。）にとって、その使命と役割はますます重要になってきている。

（迫り来る組織存亡の危機）

全年連は、昭和 47 年 10 月、都道府県団体の全国組織として発足以来、平成 10 年に 150 万人を擁する大組織となったが、都道府県団体の会員数は近年減少を続け、平成 29 年 4 月 1 日現在で 53 万人となっている。

このため、全年連と都道府県団体は、事業活動の縮小を余儀なくされ、積立金取り崩しの常態化を招いていることから、早晩、積立金が枯渇し、全年連と都道府県団体の組織維持が困難な状態に陥る。

事態は、そこまで切迫している。

特に、会員数が少ない団体では、会員数の減少と財政基盤の脆弱化が同時並行的に進行するという「負の連鎖」が顕著になってきており、これまでの事業活動の継続が困難になってきている。

組織の維持・存続を図るためには、新規会員の獲得と現会員の退会防止による会員増強と財政基盤の強化が喫緊の課題であり、待ったなしの対応を迫られている。

＜活動方針 1 会員増強活動への全年連と都道府県団体の総力を挙げた取り組み＞

全年連と都道府県団体は、平成 30 年度においても会員増強対策

を最優先課題に位置付け、共通のスローガンに、

「会員 1 人 1 人が 1 年に新規会員を 1 人獲得しよう！」

を掲げ、具体的な会員増強数値目標を設定のうえ、53 万会員が一丸となって各種会員増強事業を強力に推進し、危機的な現状の打破を目指す。

<活動方針 2 事業活動の積極的な展開による団体の社会的な知名度と地位の向上>

厳しい財政事情の下、可能な限り、会員相互の親睦と福祉の向上に寄与する事業を展開し、全年連と都道府県団体の知名度と地位の向上を図る。

主な事業としては、年金受給者を代表し、年金・医療・介護保険制度の健全な発展を求め、全国 53 万会員の声を関係機関に的確に伝える時宜にあった陳情要請活動のほか、健康寿命をのばすための地域に根差した生きがい対策や健康づくり事業等、多様な事業を活発に推進する。

<活動方針 3 互助・互恵の精神のもとに全年連に財政支援基金を創設>

全年連と都道府県団体は、「会員の福祉の向上を図るための事業」

の実施をその目的としており、それには相互扶助・連帯の理念が不可欠である。

このため、財政基盤が脆弱な団体に対する財政支援措置に関する方針を明確にし、平成 30 年度から全年連に「財政支援基金」を設置する。

2 事業の展開

全年連と都道府県団体は、役職員等が中心になり、組織の総力を結集し、会員の協力を得て、最優先課題である会員増強対策をきめ細かく反復実施し、新規会員の獲得並びに現会員の退会防止に取り組む。

特に役職員は、スローガンの達成のみならず、退会率の減少などの数値目標を別に定め、他の会員に率先して会員増強活動に取り組む結果を残す。

また、各種事業の総合的な点検評価を行い、女性会員を対象とした事業の拡充や若年会員を主たる対象にしたスポーツ事業（ゴルフ、ボウリング等。）を取り入れるなど、社会的なニーズに応えるための新たな事業の開拓に積極的に取り組む。

(1) 会員増強

＜全年連における会員増強活動＞

全年連は、都道府県団体が行う会員増強活動を支援するため、全国 53 万会員のスケールメリットを最大限に活用できる方策を検討し、全年連の一連の活動成果については、ホームページ等により都道府県団体に逐次報告するとともに、広く社会に公開する。

① 多様な方法を用いての知名度の向上に結び付く啓発事業

下記の分野について、高齢者の福祉の増進を目的とする、地域に根差した各種事業実施の可能性を調査研究し、魅力ある新しい団体事業の発掘とその実施を目指す。

ア 地域活動の担い手と団体役員後継者の育成のための公開

講座・セミナーの開催

イ 生活設計、健康づくり、介護、趣味、教養、スポーツな

どの体験学習実施

ウ 年金月間などに連動してのキャンペーン等、一定期間に

集中した年金関連の対外的な啓発活動

エ 年金事務所などとの連携協力による社会保障・社会保険

に関連するシンポジウムやセミナーなどの開催

オ 会員の資格や経験を活かした地域住民対象の生活全般に

関する相談・助言・支援

カ 元気な高齢者の社会参加を支援する事業

（参考：「高齢者いきいき活動ポイント事業」実施主体・広島

市）

② 企業・店舗等への働きかけ

全国展開している企業・店舗（支社・支店を含む。）などに対する提携や支援などに関する積極的な働きかけを行い、会員サービスの向上に努める。

③ 日本商工会議所・商工会・法人会への働きかけ

全年連と都道府県団体が、都市部における商工会議所又は町村における商工会或いは法人会（以下「商工会議所等」という。）の会員となり、会員事業所の協力を得て、退職予定者等を対象にした年金制度説明会を企画・開催し、年金制度の啓発活動を行うとともに、商工会議所等を通じての入会案内書の配付によって会員増強を図る。

事業実施に当たっては、平成 29 年度に商工会議所等に加
入した一部の都道府県団体の事例を参考に、都道府県団体の
地域性を考慮しつつ、事業の全国展開の在り方を判断する。

④ 社会保険関連団体への働きかけ

一般社団法人全国社会保険協会連合会（以下「全社連」と
いう。）、全国社会保険委員会連合会（以下「全委連」という。）、
社会保険労務士会連合会（以下「社労士会」という。）等の
社会保険関連団体本部に対し、支援・協力を呼びかけ、入会
案内書の配付や当該団体機関紙等への広告掲載等の実現に
努める。

また、全社連と全委連に対し、年金制度説明会の開催に係
る共催協力を取り付ける。社労士会に対しては、街角の年金
相談センターへの全社連と都道府県団体の紹介資料の設置
・配付などの協力を要請する。

⑤ 厚生労働省・日本年金機構への働きかけ

平成 29 年度に厚生労働省と日本年金機構に対し、公的年
金制度をめぐる連携・協力関係の構築に関する要望書を提出
し、「年金の日」における「年金セミナー」の試行実施、「地

域型年金委員連絡会」の設置などの回答を得ている。このため、当該事業の本格的な実施に向けて、連携協力の推進方針の下に日常的な交流を一層深化させるとともに、全年連会長名による新たな提案を含む要望書等による働きかけを継続して行う。

とりわけ、日本年金機構が企業等からの要請に基づき、退職を間近の従業員を対象に「地域年金展開事業」の一環として実施している年金制度説明会と同様の説明会を、全年連と都道府県団体の主催で実施できるよう、厚生労働省と日本年金機構に対し、強力に働きかける。併せて、厚生労働大臣等関係国会議員に対しても支援を要請する。

⑥ 新たな組織の設置、他組織との連携

ア 顧問設置

全年連と都道府県団体は、会員の福祉の向上を図るため、国会議員並びに厚生労働省・日本年金機構に対し、社会保障制度等に関する各種要望を毎年出しているが、その実現には、関係機関の理解はいうまでもなく、全年連と都道府県団体の組織の強化と社会的知名度の向上が不可欠になる。

こうした状況のもとで、所期の目的を達成するためのもっとも効果的かつ実現可能性が大きいと考えられるのが、有力国会議員を全年連の顧問として迎えることである。

イ 議員懇談会の設置

定款第 15 条に規定している顧問に加え、上記の顧問を設置できれば、これを軸にしての議員懇談会の創設が比較的容易になると考えられることから、議員懇談会の設置について引き続き検討する。

ウ 他組織との連携

一般社団法人日本退職公務員連盟、全国農林漁業団体退職者連盟などの退職者団体を中心に連携交流を密にし、併せて国会議員・厚生労働省・日本年金機構・財務省等に対しても陳情要請活動や定期総会への招待・出席要請等を積極的に行う（別添 2「関係団体との連携協力に関する検討チーム中間報告書」参照）。

<都道府県団体における会員増強活動>

都道府県団体は、「会員増強検討委員会報告書」（平成 28 年 10 月）を基に、今年度のスローガン「会員 1 人 1 人が 1 年に新

規会員を1人獲得しよう！」の周知徹底に努め、明確な数値目標を設定して、地域の実情に合致した有効な対策を講じ、その実現を目指す。

また、新規会員の加入促進とともに会員の退会防止が、組織の維持発展にとって極めて重要なことに鑑み、一部の団体で退会防止に効果を上げている、次のような方法を、都道府県団体は地域の実情に合わせて導入する。

- ① 会費未納者に対し納付書再送付による督促を繰り返し行う。
- ② 督促の年間複数回実施とともに、送付時期も会費納入に絡む大切な要因であることから、年金支給日の直前・直後に納付を督促する。

(2) 広報活動

全年連と都道府県団体の社会的な知名度と地位の向上を通じての会員増強を図るうえで、広報活動は極めて重要なことから、費用面での制約はあるが、広報活動を可能な限り効果的かつ多角的に展開する。

- ① 機関紙「全年連だより」

平成29年度から発行回数を1回減らし、年3回にせざる

をえなかったが、平成 30 年度も同様に年 3 回の発行とする。
発行に当たっては、会員のニーズに配慮し、これまで以上に
わかりやすく、親しみやすい記事の掲載に努める。

② 「全年連通信」

平成 29 年度から従来の社会保障制度全般の動向に加え、
新たに都道府県団体の活動状況を盛り込むなど、身近な時宜
を得た情報の提供に努め、都道府県団体の機関紙（誌）発行
等の際の情報源として、内容・形式ともに利用しやすい内容
にし、平成 30 年度も継続して発行する。

③ 会員手帳

全年連と都道府県団体の会員にとって、会員手帳は会員証
と並び会員としての証であり、その発行は全年連の事業のう
ち最重要な項目の一つになっている。平成 30 年度において
も、経費の削減を図りつつ、使い勝手のよい会員手帳を作成
配付する。

④ 広報媒体の一括作成

全年連 53 万会員のスケールメリットを活かし、「ポスター」、
「ポケットティッシュ」等の広報媒体の一括作成に関わる費用

対効果について引き続き検証し、最適なものを選定する。費用分担方法、作成部数については、都道府県団体とあらためて協議し決定する。

⑤ 「サービスガイド」の見直し

平成 29 年度に作成した「サービスガイド」については、新規会員獲得等に有効であるとの意見と費用対効果等の観点から廃止すべきとの、2つの意見があることから、平成 30 年度に「サービスガイド」の発行についての抜本的な見直しを図り、今後の方針を決定する。

その際、平成 29 年度に、ホームページを刷新したことから、全年連、都道府県団体ともに、これを広報活動と業務の効率化に活用することが、従来と比較し、格段に容易かつ有効になっていることと、都道府県団体の会員の PC 利用の実態などを視野に入れ、「サービスガイド」の位置づけについて、全年連と都道府県団体それぞれの視点からの費用対効果を検証し、冊子形式での「サービスガイド」の作成を継続する場合は、その体裁、発行部数、費用負担の在り方などについて、あらためて協議し、決定する。

⑥ その他

全年連は、都道府県団体が実施する各種事業活動について、あらゆる機会をとらえ、国会議員、厚生労働省・日本年金機構、社会保険関係団体等の関係者に対し、情報提供と協力要請を行い、広報による知名度の向上に努める。

(3) 会費負担と事業助成金

会員数の減少に伴う財政状況等を総合的に勘案し、平成 29 年度は、事業助成金の在り方を見直し、新しい基準に基づく事業助成金限度額により各種事業を実施する。

これにともない、平成 30 年度以降については、平成 29 年度「全年連事業計画」において、都道府県団体が負担する 1 人当たりの全年連会費の在り方を含め、改めて検討することとされている。

このため、事業助成金検討委員会等において、会費負担並びに事業助成金の在り方をさまざまな角度から見直し、平成 30 年度については次の結論を得たが、事業助成金の予算執行に当たっては、事業計画を精査するとともに事業参加者に係る受益者負担に配慮するなど、予算の適切な執行に努める。

① 会費負担

都道府県団体が負担する全年連の会費は、会費規程に基づき、会員割りとして、200 円に毎年 4 月 1 日時点の会員数を乗じて得た額に、組織割りとして、100,000 円を加算した額とされている。

平成 30 年度の会費は、従来どおり 200 円の会員割りに、100,000 円の組織割りを加算する方式とするが、その根拠が従来不明確であった組織割りの 100,000 円で後述の「財政支援基金」を設定する。

② 事業助成金

平成 30 年度の事業助成金は、全年連の会費収入に対する事業助成金総額を 50%以内とすることを前提に、「定額＋会員数比例」方式により算出した額に、上記①の「財政支援金」による財政支援金を加えた額とする。

事業助成金における「財政支援基金」を原資とする財政支援金は、財政基盤が脆弱な団体に対する、相互扶助・連帯の理念に基づく救済措置として、会員数 1 万 4 千人未満の都道府県団体に対し、会員数を基準に加算する（新しい基準に基づ

く平成 30 年度の都道府県団体に対する事業助成金は、「新・事業助成金（30 年度）」参照。

（4）陳情活動等

社会保障制度改革の動向を的確に把握し、国会議員、関係省庁等に対する時宜を得た陳情活動等を、以下により、全年連と都道府県団体が連携協力し積極的に実施する。

① 中央陳情

全年連は、予め作成した要望書に基づき、関係国会議員及び厚生労働大臣等に対する中央陳情、自由民主党主催の「予算・税制等に関する政策懇談会」における意見陳述を、都道府県団体との連携協力のもとに 11 月頃実施する。

陳情の相手となる関係国会議員は、政府与党の国会議員を原則とするが、候補者の選定にあたっては、都道府県団体の意見を参考にするなど、都道府県団体の個別的な事情に配慮する。

② 署名活動

平成 30 年度は、政府の「骨太 2015」で決めた「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」の最終年度に当たること

から、平成 31 年度以降の社会保障制度改革が予想される。

全年連と都道府県団体は連携して、社会保障制度改革の動向を踏まえ、全年連と都道府県団体としての要望を取りまとめ、公的年金制度等に関し、将来にわたり安定した老後の生活基盤が保障されるよう、3 年ぶりになる全国的な署名活動を実施する。

③ 日常活動

全年連と都道府県団体は、日常の事業活動において、国会議員等の関係者並びに関係機関に対し、機関紙の「全年連だより」（都道府県団体は「会報紙（誌）」）の配付、総会・受給者大会等の各種行事への出席要請等、協力関係の構築を積極的に展開する。

（5）年金制度等の普及活動

全年連と都道府県団体の連携協力による年金制度の普及活動を、以下により、積極的に推進する。

- ① 都道府県団体が会員を対象に実施している、年金受給者等が生きがいのある充実した生活を送るための年金講座や健康づくり事業と、年金受給者指導員・地区指導員（以下「指導

員等」という。)を対象にした年金・医療・介護に関する社会保障・社会保険制度の動向に関する講演会や年金請求手続きなどに関する説明会等の年金制度普及活動を、全年連が支援する。

- ② 都道府県団体が、日本年金機構の実施する年金月間キャンペーン、自治体の開催する高齢者等を対象にした各種イベント・集会等を活用して実施する、新規会員の加入勧奨活動等を、全年連が支援する。

また、全年連と都道府県団体は、厚生労働省の「年金の日」の協力団体として事業に参加するとともに、「年金の日」の周知と各種イベントの実施等についての、年金事務所の協力要請に積極的に対応する。

- ③ 全年連が「副会長会議・調査研究委員会合同会議報告書（平成 28 年 10 月）」に基づき、平成 29 年度に都道府県団体の地域型年金委員（厚生労働大臣委嘱）と指導員等の活動実態を調査したところ、地域型年金委員（約 1,500 名）は年金事務所との連携や委員活動の実績が十分でなく、一方、指導員等の活動は活発に行われており、指導員等総数の約半数

を有する都道府県団体はその存続を望んでいる。

このため、活動目的が重複するとの観点から地域型年金委員に指導員等を一本化することを検討したが、現時点では時期尚早と考えられる。

そこで、平成 30 年度は、地域型年金委員の委嘱数の拡大に努めるとともに、指導員等の活動も継続して行う。

さらに地域型年金委員の活動を活性化するため、都道府県団体に「地域型年金委員会」(仮称)を設置することを検討する。

3 組織活動

(1) 諸会議の開催

平成 30 年度は、次の会議を開催する。

① 理事会及び定期総会

事業計画及び予算に関する議決、事業報告及び計算書類の承認等に係る審議の場として、理事会及び定期総会を開催する。

理事会及び定期総会では、その権限の行使又は職務の遂行が、全年連の円滑な運営と発展に資するよう努める。

② 役員会

全年連と都道府県団体が直面する課題の総合的な検討の場として、役員会を開催する。

③ 地区協議会幹事県常務理事（事務局長）会議

全年連と都道府県団体が、日常の活動や事業に密着した情報を共有し、諸課題に関する意見を交換する場として、地区協議会幹事県常務理事（事務局長）会議を開催する。

④ 表彰委員会

平成 30 年度は、平成 29 年 7 月 1 日施行の「表彰委員会運営規程」に定める構成員による表彰委員会を開催する。

⑤ 地区協議会

危機的な現状打破のため、地区協議会（会長会議、常務理事（事務局長）会議）を開催し、全年連と都道府県団体の事業全般についての情報交換等を積極的に行い、相互の連携協力の強化に努める。

また平成 30 年度も、地区会長会議と常務理事（事務局長）会議を同時に開催する。

(2) 女性部の設置等

都道府県団体の活動の活性化と会員増強等に資するため、平成 29 年度から女性部の設置を推進しているが、平成 30 年度は全都道府県団体への設置を目指し、女性会員の役員への登用を推進する。

(3) 法人化等

① 全年連と都道府県団体の名称変更

新規会員獲得に資するため、「全国年金受給者団体連合会」を「全国年金協会連合会」に、「〇〇県年金受給者協会」を「〇〇県年金協会」に、それぞれ名称変更する方向での準備に取り掛かる。ただし、名称変更の時期については、全年連と都道府県団体が、それぞれ固有の事情を抱えていることから、現時点においては柔軟に定めることとする。

② 都道府県団体の一般社団法人化等

一般社団法人化は、団体としての社会的な信用の増大につながり、都道府県団体が会員増強に取り組むうえで、間接的ではあっても、大きな力となり得る。

社会的な知名度と地位の向上を図るため、都道府県知事認

可の一般社団法人化に向け、都道府県団体で適宜判断し、組織を改編する。

併せて、全年連の公益社団法人化も検討する。

③ その他組織の在り方

全年連と都道府県団体は、情報の共有と意思の疎通を不断に図り、不測の事態に対しては迅速に円滑適切に対応する。

都道府県団体の運営が、会員数の減少により、困難になる恐れが生じる場合など、危機的状況に際しては、速やかに全年連に通知するとともに、臨時の地区協議会幹事県常務理事会会議等を招集し、対応を検討する。

全年連は、その検討結果を基に可能な限りの対応を行い、役員会並びに理事会に報告する。

4 その他事業

(1) 福利厚生事業

会員数約 53 万人のスケールメリットを活かした各種団体割引制度と会員対象の特典ほかの福利厚生事業は、全年連の目的である年金受給者の福祉の向上に直結することはいうまでもなく、新会員の勧誘と現会員の退会防止にも有効であることから、その一

層の拡充に努める。

① 団体割引制度

全国展開している企業・商店（支社・支店を含む。）などに対する提携や支援などに関する積極的な働きかけを行い、会員サービスの向上に努める。

② 会員特典事業

全年連と都道府県団体は、連携協力し、会員対象の各種特典事業について、あらゆる機会をとらえて新規事業を開拓し、「ホームページ」、「全年連だより」、「ガイドブック」等を活用して、その内容の会員への周知広報に努める。

② 団体保険・がん保険

高齢者に係る社会保障制度の改正が進む中、医療保険制度の補完的役割を担う民間の団体保険・がん保険等に対する会員のニーズがますます高まっている折から、保険料の引き下げや補償・保障内容の充実など、会員にとって魅力ある商品の提供と新商品の開発を保険会社等に要請する。

③ 傷害保険

平成 30 年度も、全年連と都道府県団体主催の各種行事参

加者に係る傷害保険に継続加入する。

④ その他

全会員対象の会員見舞金制度が平成 29 年 6 月末で終了した影響について検証し、共済事業の在り方について検討する。

(2) 全年連会長表彰

全年連は、都道府県団体会長が推薦する「単位組織」及び「役職員」並びに「事業協力者」の全年連会長表彰枠について、都道府県団体の個別事情に配慮し柔軟な対応に努める。

(3) 個人情報保護

全年連と都道府県団体は、個人情報の保護について細心の注意を払い、各種事業活動を行ってきているが、個人情報保護の重要性を再認識し、①個人情報の適切な取得、②個人情報の利用目的の明確化、③会員データの安全管理のさらなる徹底に努める。

5 財政の健全化

(1) 平成 30 年度の予算編成方針

- ① 平成 30 年度の収入支出予算は、平成 32 年度までの向こう 3 力年の収入支出予算を試算し、財政の健全化に向けての検証を行うことを前提に編成した。

- ② 赤字が続く収入支出予算からの脱却を目指し、積立金取崩による収支相償う事態からの脱却を目指した。
- ③ 収入支出予算の編成に際しては、会費負担の在り方並びに事業助成金の在り方、その他事業費、管理費など、多項目にわたる掘り下げた見直しを行った。
- ④ 平成31年度及び32年度も、基本的に上記の方針によって予算を編成する。

(2) 収入確保対策

都道府県団体の会員数の減少は、全年連の収入の減少に直結し、全年連の積立金が早晩枯渇する事態にいたるため、全年連は、収入の確保にとどまらず、積極的に収入増加を図る方策を多面的に検討し、財政基盤の確立に全力を尽くす。

6 「団体組織の在り方と基本事業（計画）に関する検討委員会」（仮称）の設置

全年連と都道府県団体が、設立以来半世紀にわたりその社会的に多大な貢献をしてきたことは、全年連と都道府県団体の誇りとするところである。しかしながら、この間、社会経済情勢は著しく変化し、日本人の平均寿命が延び、年金受給者が増加する一方

で、公的年金制度をはじめ社会保障制度の体系もその組織運営方式も大きく変化した。とりわけ社会保険庁からの全年連への「生きがい事業委託」が平成 16 年度で廃止されたことが大きな要因となり、都道府県団体会員数の減少が続き、今や全年連と都道府県団体は、その在り方の抜本的な見直しを迫られている。

そこで、平成 30 年度に「団体組織の在り方と基本事業（計画）に関する検討委員会」（仮称）（以下「検討委員会」という。）を設置し、全年連と都道府県団体の今後の組織の在り方と基本事業（計画）に関する総合的な調査研究に着手する。

検討委員会の構成員は、全年連会長が、地区協議会毎に当該地区協議会会長の意見を徴して、各 2 名を指名し、調査研究結果を役員に報告し、理事会の承認を得て全年連と都道府県団体の今後の組織の在り方と基本事業（計画）に関する基本方針とする。

7 おわりに

全年連と都道府県団体は、会員増強によってのみその存続維持が可能であることを再認識し、年金受給者と年金制度加入者の連帯・協力・互助の理念に基づき、引き続き地道な努力を積み重ね、会員数の減少に歯止めをかけ、会員の福祉の向上と健康の向上に努める。